

改正

平成23年3月24日条例第4号

平成25年3月27日条例第10号

令和2年12月8日条例第32号

令和5年3月31日条例第26号

焼津市大井川精神障害者地域活動支援センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、焼津市大井川精神障害者地域活動支援センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 精神障害者の自立と社会参加を促進し、障害者の福祉の増進に寄与することを目的として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第27項に規定する地域活動支援センターとして、焼津市大井川精神障害者地域活動支援センター（以下「センター」という。）を焼津市宗高950番地の1に設置する。

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 法第77条第1項第9号に規定する創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の主務省令で定める便宜を供与する事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条に規定する目的のため市長が必要と認める事業

(利用時間)

第4条 センターの利用時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、指定管理者（第10条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(休業日)

第5条 センターの休業日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、市長の承認を得て、これを変更することができる。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日

(利用対象者)

第6条 センターを利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に居住する15歳以上の精神障害者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認めた者

(利用定員)

第7条 センターの利用定員は、20人とする。

(利用の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターを利用させないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 集団的に、又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。
- (4) その他その利用が不適當と認めるとき。

(損害賠償の義務)

第9条 センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、センターの建物、附属設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに指定管理者に報告しなければならない。

2 前項に規定する場合において、利用者は、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第10条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、センターの管理は、市

が指定する指定管理者に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第11条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
 - (2) 施設の維持及び管理に関する業務
 - (3) その他市長が必要と認める業務
- (指定の取消し等の場合における措置)

第12条 地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部の停止を命じたことその他の事由により市長が臨時に管理を行う場合においては、この条例中指定管理者に関する規定は、公の施設の管理に関し地方自治法その他の法令の定めるところに従い、市長に関する規定として市長に適用があるものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において大井川町精神障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例（平成15年大井川町条例第5号）の規定による指定管理者であった法人その他の団体は、施行日において平成22年3月31日までを指定の期間とする指定管理者の指定を受けたものとみなす。

附 則（平成23年3月24日条例第4号）

この条例は、公布の日又は障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）第2条のうち障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条の改正規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月27日条例第10号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条、第5条及び第7条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月8日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月31日条例第26号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。